

## 財産形成貯蓄事務取扱要領の制定について（例規）

昭和54年1月8日  
兵警厚例規第1号警察本部長

勤労者財産形成促進法（昭和46年法律第92号。以下「財形法」という。）に基づき、財産形成貯蓄事務取扱要領を下記のとおり定め、昭和54年1月20日から実施することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

### 記

#### 財産形成貯蓄事務取扱要領

##### 第1 趣旨

この要領は、兵庫県警察に勤務する職員が行う財産形成貯蓄（以下「財形貯蓄」という。）に関する事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

##### 第2 財形貯蓄の種別

財形貯蓄の種別は、次のとおりとする。

- 1 財形一般貯蓄 預貯金を目的として行う財形貯蓄をいう。
- 2 財形年金貯蓄 個人年金の受給を目的として行う財形貯蓄をいう。
- 3 財形住宅貯蓄 持家の取得を目的として行う財形貯蓄をいう。

##### 第3 厚生課長の責務

警務部厚生課長（以下「厚生課長」という。）は、財形貯蓄の取扱いに関する事務を統括し、その責に任ずるものとする。

##### 第4 金融機関等の指定及び協定の締結

- 1 警察本部長（以下「本部長」という。）は、財形貯蓄を取り扱う金融機関等を指定するものとする。
- 2 本部長は、財形貯蓄に関する事務管理の円滑を図るため、前記1の規定により指定した金融機関等（以下「指定金融機関等」という。）のうちから事務の取りまとめを行う幹事行（社）を業種別に選定し、当該幹事行（社）のうちから事務管理を総括するための総括幹事行（社）を指定するものとする。ただし、指定金融機関等のうち警察職員生活協同組合（以下「警生協」という。）の事務管理に関しては、警察職員生活協同組合財形年金共済事業規約の定めるところによる。
- 3 本部長は、財形貯蓄の処理に関する取決め事項について、指定金融機関等と協定を結ぶものとする。

##### 第5 取扱上の基本事項

財形貯蓄に関する指定金融機関等の取扱区分等の内容は、次表のとおりとする。

事 項	内 容
指定金融機関等の取扱区分	1 警生協は、財形年金貯蓄を取り扱う。 2 警生協以外の指定金融機関等は、財形一般貯蓄及び財形住宅貯蓄を取り扱う。

契約件数	職員は、財形貯蓄の種別ごとに1指定金融機関等を選び、それぞれ1契約を締結することができる。
預入額	1 最低額を月1,000円とし、その整数倍の定額預入れとする。ただし、警生協の財形年金貯蓄については、月3,000円以上1,000円単位の額とする。 2 期末勤勉手当については、1,000円以上1,000円単位の任意の額を預け入れることができる。ただし、警生協の財形年金貯蓄については、5,000円以上1,000円単位の額とする。
控除方式	次の3種類の控除方式を採用する。ただし、警生協の取り扱う財形年金貯蓄については、1及び3の控除方式とする。 1 毎月の給料から控除する。 2 6月と12月の期末勤勉手当から控除する。 3 1及び2を併用する。
残高通知	積立金の残高は、当該指定金融機関等から年2回、半年ごとに貯蓄者に通知する。ただし、警生協の取り扱う財形年金貯蓄は、年1回とする。

## 第6 申込み等の手続

財形貯蓄契約の申込み（新規加入）、変更及び解約手続は、次表のとおりとする。ただし、警生協の取り扱う財形年金貯蓄については、警察職員生活協同組合財形年金共済事務取扱規程の定めるところによる。

区分	提出期日	作成する書類	処理上の留意事項等
申込み （新規加入）	加入希望月の前月5日	財産形成貯蓄申込書（ <input type="checkbox"/> 一般財形/ <input type="checkbox"/> 住宅財形）兼印鑑届（様式第1号）	財形貯蓄契約の満期が到来し、新たに財形貯蓄をする場合は、新規の扱いとなる。
預入額の変更	変更希望月の前月5日	財産形成貯蓄変更届（ <input type="checkbox"/> 一般財形/ <input type="checkbox"/> 住宅財形）（様式第2号）	
預入れの中断		財産形成貯蓄変更届（ <input type="checkbox"/> 一般財形/ <input type="checkbox"/> 住宅財形）	次の場合は、中断することができる。 1 給与計算が電子計算組織で処理される職員で、給与の支給が停止又は減額され

			控除不可となったとき（自動的中断）。
	中断希望 月の前月 5日		2 本人又は扶養親族の疾病等により、預入りを継続することが困難となったとき（任意的中断）。
預入りの再開	再開希望 月の前月 5日	財産形成貯蓄変更届（ <input type="checkbox"/> 一般財形/ <input type="checkbox"/> 住宅財形）	1 財形住宅貯蓄の中断期間は、2年未満とする。 2 中断理由が消滅し、再び預入りを開始しようとするときに再開の手続を行う。 3 財形住宅貯蓄の再開の手続は、中断した月から起算して22箇月以内に行う。
払戻し	随時	財産形成貯蓄解約請求書・払戻請求書（ <input type="checkbox"/> 一般財形/ <input type="checkbox"/> 住宅財形）（様式第3号）	財形貯蓄の解約を行わないで預貯金の一部又は全額を払戻しするときに行う。
その他の変更	随時	財産形成貯蓄変更届（ <input type="checkbox"/> 一般財形/ <input type="checkbox"/> 住宅財形）	届出印、氏名、住所、勤務先、非課税限度額を変更するときに行う。
解約	解約希望 月の前月 5日	財産形成貯蓄解約請求書・払戻請求書（ <input type="checkbox"/> 一般財形/ <input type="checkbox"/> 住宅財形）	契約解除に伴う払戻金等は、当該指定金融機関等が貯蓄者の指定する預金口座に振り込む。

#### 第7 届出書類等の使用印鑑及び手続方式

- 1 第6に規定する届出書類に使用する印鑑は、新規申込時に使用したものと同一のものを用いなければならない。
- 2 所属長は、第6に規定する届出書類を受理したときは、厚生課長に送付するものとする。
- 3 厚生課長は、前記2による届出書類等を受理したときは、その内容を確認の上、兵庫県警察信用組合及び指定金融機関等（総括幹事行（社）経由）に送付するものとする。

#### 第8 地方警務官等の取扱い

地方警務官、警察共済組合職員、一般財団法人兵庫県警察互助会職員、一般財団法人兵庫県警察協会職員及び兵庫県警察信用組合職員の取扱いについては、この規定を準用

するものとする。

#### 第9 細部の事項

厚生課長は、この要領に定めのない財形住宅貯蓄の融資に関する事項その他細部の事項について、別に規定を定め、処理することができる。